

仕様書

1 業務名

令和7年度先端技術産学連携創出支援事業に関する委託業務
(イノベーション創出人材育成事業)

2 目的

先端技術の著しい進歩や、想定を上回るスピードで進む人口減少は、企業の従来の成長モデルやビジネスモデルを変えていく。

こうした状況のもと、今後、県内企業が持続的に成長を遂げ、もって県経済の発展に寄与するには、従来の活動に加え、イノベーションを起こしていくことが求められる。

そのためには、変化していく市場と進化する技術を分析し、自社が有する技術や強みを理解した上で、外部のソリューションを取り入れ、繋がり、そして、ビジネス化に向けた戦略的な手順を検討することができる能力を身につけることが必要かつ急務である。

本事業は、こうした課題意識のもと、県内企業の将来を担うイノベーション創出人材の育成支援を行うものである。

3 事業内容

県内企業の中堅・若手職員並びに高等教育機関等に在学する学生（県外高等教育機関等在籍学生は原則として県内出身者）を対象に、イノベーション創出を担う人材育成講座の企画及び実施。

(1) 参加者の募集

- ① 県内企業への訪問、もしくはオンライン面談等により事業内容を周知し、WEBサイト等を活用し募集すること。
- ② 高等教育機関等やその研究室等への訪問、もしくはオンライン面談等により事業内容を周知し、WEBサイト等を活用し募集すること。
- ③ ①、②の募集方法については、HPサイトを、県庁HPを活用するなど、費用の削減に努めること。

(2) 講座内容の検討

以下の講座は、変化する市場の分析や自社の強みを踏まえた先端技術の活用等による、地域課題等の解決に向けた新ビジネスの創出のための手段検討や、事業計画策定など、イノベーションに必要な実践的なプロセスを修得するための効果的な人材育成の内容とすること。

① 参加企業を対象とした講座

- ア 参加企業が上記内容を学ぶために必要なテーマを設定させる内容とすること。
テーマ設定にあたっては、参加企業が、先端技術を活用したビジネスにより、イノベーション的な発想で地域課題の解決を行う内容とし、そのテーマ設定に参考となる情報等を学べる内容とすること。
- イ 参加企業がビジネス化に向け技術、市場等の分析方法、ビジネス化に向けた事業計画策定方法等のイノベーションに必要な基礎的プロセスを学べる講座とすること。
- ウ 可能な限り、異業種交流会などの実施により、参加企業同士の交流の機会を設けること。

② 高等教育機関等の参加学生を対象とした講座

- ア 3(2)①アで参加企業が設定したテーマ内容を踏まえ、参加企業の概要や有する技術、社会情勢や先端技術の動向、ビジネス化に向けた事業計画策定方法等の基礎的な知識等、学生向けの事前説明の講座を設けること。
- イ 可能な限り、参加学生同士の交流の機会を設けること。

③ 参加企業、参加学生を対象とした講座

- ア 3(2)①、②の内容を前提に、参加企業と参加学生がチームを形成し、統一的な手法のもと、各テーマに応じた事業の基本プランを策定する講座とすること。
- イ 可能な限り、「理系」「文系」「芸術系」等が均一になるよう、県内企業のテーマ毎のチームに学生を割り振ること。
- ウ アで策定した基本プランをベースに、より具体的な事業計画等になるよう実践的な手法によるブラッシュアップを行う講座を行うこと。
- エ これらを実施の上、策定された事業計画等を発表する機会を設けること。
なお、事業計画等の発表の機会には、可能な限り学生が参加できるよう配慮すること。

(3) 講師等の調整

- 3(1)～(2)を実施するにあたり、必要に応じて講師を選定すること。なお、3(1)～(2)の実施が可能な場合は、自社の社員が講師等を行うことを妨げるものではない。

(4) 講座の実施

- ① 3(2)①の講座は2回、②の講座は1回程度実施することが望ましい。
- ② 3(2)③アに示す講座は、企業と学生の集合型の合宿形式等(例：2泊3日等)が望ましい。
- ③ 3(2)③ウに示す講座は、対面集合形式で実施することが望ましい。なお、学生

に対しては、長期休暇期間外等の実施の可能性を鑑み、オンラインで参加可能とするなどの配慮を行うこと。

- ④ 3（2）を実施するにあたり、受講用のアカウントを準備し、オンライン上でコミュニケーションが可能なツール等を用意すること。また、事業計画発表が終了するまで、コーディネーターを配置するなど進捗を適切に管理できる手法を講じること。

（5）受講後のアンケートの実施

- ① 3（2）に示す講座毎にアンケートを実施した上で、全講座終了後にもアンケートを実施すること。
- ② アンケートの項目については、先端技術挑戦課と協議の上決定し、講座毎のアンケート結果を提出し、業務終了時にも提出すること。

（6）スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は先端技術挑戦課と受託者が協議の上、決定する。

日程	項目
5月～	・ 県内企業への周知、募集、選定 (選定：3～5社程度) ・ 高等教育機関への周知、募集
6月～	・ 参加企業向け講座開催 (3（2）①の講座) ・ 学生の選定、講座開催 (選定：15人～30人程度、3（2）②の講座)
7月下旬～9月上旬	・ 参加企業、学生向け講座 (3（2）③アの講座)
10月～	・ 参加企業、学生向け講座 (3（2）③ウの講座)
12月28日	業務完了報告

4 業務委託完了後の提出書類

本業務終了後、令和8年1月31日までに以下の書類を先端技術挑戦課へ提出すること。

- (1) 報告書（任意様式）

5 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日までとする。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (6) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、先端技術挑戦課との連絡調整を行うこと。連絡調整を行うにあたり、県が指定するLINEWORKS 又は受託者が希望するLINEWORKS に準ずる連絡ツールを活用し円滑な連絡調整を行うこと。また、受託業務実施に当たっての打合せは、大分県庁又は遠隔会議システムを利用すること。